

2025年度外国法実地研修（現地クラス）

2025年度の外国法実地研修では、ドイツにおいて実地研修をおこなうクラスが開講された。以下にその内容をかいつまんで紹介する。

1. 実地研修クラス研修内容

現地研修クラスでは、2025年8月27日から9月6日にかけて、ドイツの司法機関や弁護士事務所を訪問し、海外における法律実務の実際について説明を受けるとともに、施設、実際の手続き等を見学した。併せて世界遺産やオペラなどの見学を行い、欧州の法実務を支える文化的背景についても学ぶ機会を持った。

参加者は同志社大学法科大学院の3名と少数であったが、非常に充実したプログラムを実施することができた。訪問地と実地研修の概要は次の通りである。

1. ミュンヘン

8月27日に大阪を出発し、その夕刻にミュンヘンに到着した。ミュンヘンはドイツを代表する大都市であり、また南ドイツ独自の文化を色濃く残す街でもある。ミュンヘン空港に到着したのは午後遅い時間であったから、早速伝統的なミュンヘン料理とビールをいただいた。



(1) 欧州特許庁審判部

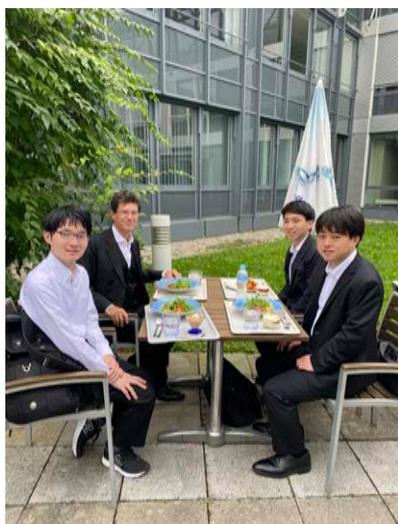
翌朝、私たちは、ミュンヘン郊外のハールにある欧州特許庁（EPO）の審判部（Boards of Appeal of Europa Patent Office）を訪問して、審判部の役割や、法律系審判官1名、技術系審判官2名から、同審判部の活動の実際と手続きの概要、欧州特許庁の実務的な特色について説明を受けた。



Boards of Appeal of Europa Patent Office

審判部は、大変広い敷地のなかのモダンな建物内にあり、われわれは実際に審判がおこなわれる審判室で法律系審判官であるヒース博士とお二人の技術系審判官から、審判の非常に具体的な進め方をうかがった。特にヒース博士は、知的財産法、それも特に特許法の発展の歴史、またこの分野が非常に国際的な法律分野である理由や、ミュンヘンが知的財産法実務について、ヨーロッパの中心であること、また法律系審判官と技術系審判官の関係などについて大変興味深いお話をうかがった。長時間にわたる研修であったが、大変有意義なものとなった。

研修後は、欧州特許庁審判部のカフェテリアの庭で、ランチをいただきながら、様々なお話をうかがうことができたのも、大変楽しいひとときであった。



(2) 法律事務所の見学

その午後、ミュンヘン市内に戻り、さらに知的財産の専門事務所であるHoffmann Eitleを尋ねた。お二人のドイツ人弁護士から多様な知的財産に関する法律相談案件を具体的に示しながら、ヨーロッパの知的財産専門事務所における事件の処理の実際について



知見を深めた。同事務所は、欧州の知的財産関係の事務所としては、もっとも古く大きな事務所の一つであり、多数の日本企業の相談も受けている。



その夜は、ミュンヘン市内のウィーン広場の伝統あるドイツ料理店で、ドイツ弁護士さらに日本人弁理士の方も交えて、引き続き様々なお話を得うかがった。知的財産の専門弁護士の仕事の細部について詳しくお話をうかがえたことは、他では得られない研修となった。

(3) ミュンヘン地方裁判所

翌朝、われわれは、ミュンヘン第1地方裁判所を訪問した。同地方裁判所は司法宮（Justizpalast）と呼ばれることからわかるように、1897年に完成したネオ・バロック様式の壮麗な歴史的建造物内にあり、ミュンヘン旧市街の中心にある。



われわれは、同地裁の調停室に通され、そこでミュンヘン地方裁判所長官からご挨拶をいただいた後、バイエルン州における司法試験の実際、さらに司法修習や就業状況等、また特に裁判官のキャリア形成と執務の実際について、トージェール（Tözsér）地方裁判所判事と検察官のお二人から非常に詳しい説明を受けた。

また、ミュンヘン地方裁判所の庁舎である Justi Palastの代表的な部屋を見学した。現在はほとんど使われることのない非常に荘厳な図書室や、歴史的に著名な白バラ事件判決が出された法廷などいずれも、裁判所とは思えない素晴らしい建築である。ちなみに白バラ事件は、第二次世界大戦中のナチ体制下で行われた、学生・知識人による非暴力的抵抗運動で、主にミュンヘンの大学関係者が中心と



なり，反ナチスのビラ配布など1942年から1943年にかけて活動したが，最終的にメンバーは逮捕・処刑された。その判決が出された法廷は今も保存されており，ナチ期のドイツ司法のあり方についても詳しくお話をうかがうことができた。研修後には，ミュンヘン市内の市場を訪ね，食事をいただき，またミュンヘン市内を散策した。

また週末にはミュンヘン郊外の古城をめぐるバスツアーに参加し，ルードヴィヒ二世が建造した，ノイシュバンシュタイン城などの世界遺産を見学し，19世紀後半のドイツ文化を肌で感じる事ができた。



2. ライプツィヒ

ミュンヘン滞在を終えて，8月31日にライプツィヒにICEで移動。夕刻にライプツィヒに到着して，ライプツィヒ大学に学んだゲーテやドイツ留学中の森鷗外もしばしば訪れたという古いレストランAuerbachs Kellerで夕食をとった。



翌朝，ドイツ連邦行政裁判所（Bundesverwaltungsgericht）を訪問した。行政事件については最上級審である同裁判所において，



手続きを傍聴して事件の概要の説明を受けるとともに、代表的な法廷を見学した。

同裁判所は、第2次世界大戦前、ドイツ帝国の最上級審であった帝国裁判所（Reichsgericht）の建物を改装して使用しており、その時代の遺物を見学するとともに、歴史的に重要な判決や著名な裁判官について説明を受けた。

裁判室は往時のままの姿を残しており、現在でもきわめて重要な行政事件の審理は、こうした裁判室でおこなわれているということであった。



3. ベルリン

ライプツィヒでの研修を終えて、ベルリンに移動し、Unter den Lindenを訪れ食事を済ませた後、ブランデンブルク門を見学した。

ブランデンブルク門は観光客で賑わっていたが、たまたま修学旅行で訪れていたドイツの高校生の一行と交流し、よい思い出となった。



ベルリンでは、連邦議会ならびに連邦参議院を訪問しそれぞれの立法手続きの実際について知見を深めることができた。



4. デュッセルドルフ

ベルリンには、日程の都合上、1日しか滞在できず、翌朝はデュッセルドルフにICEで移動した。途中1時間ほど電車が動かなくなり、遅延したが無事デュッセルドルフに到着することができた。

(1) 法律事務所の見学

①Arquis法律事務所

9月4日、デュッセルドルフのArquis事務所を訪問した。Arquisはドイツを代表する国際的なM&Aを専門的に取り扱う渉外事務所である。

ドイツ弁護士である山口氏をはじめ三人の弁護士の方から、ドイツと日本企業のM&A案件の特色や実務上の問題について、日本食のお弁当をいただきながら、詳細な説明をしていただいた。



ドイツの労働法の状況や、M&Aにおけるコンサルティングの重要点、契約実務の進め方など、大変興味深い話を伺うことができた。



②Taylor Wessing法律事務所



次いで、所属弁護士が1200名を超える法律事務所であるTaylor Wessingのオフィスを訪問した。同事務所では、弁護士であるロッホ氏と同法律事務所です実務修習中の修習生（Referendar）の方々と長時間にわたって、意見交換をおこなうことができた。ドイツの法曹

養成制度と日本の法曹養成の違いや、どのような弁護士になろうとしているかなど、同世代の弁護士志望者同士での話は、非常に有益な経験となった。

また、研修後にはオフィスの屋上のテラスで、飲み物をいただき、デュッセルドルフの町並みを眺めながら、様々なお話をしたことも、忘れられない経験となった。



③Heuking法律事務所

さらにわれわれは、Heuking法律事務所を訪問し、特に労働事件等について、同事務所のドイツ弁護士金子氏から様々なお話をうかがった。また金子氏がドイツ弁護士となったきっかけなどにも話が及んだ。



④独日法律家協会との交流

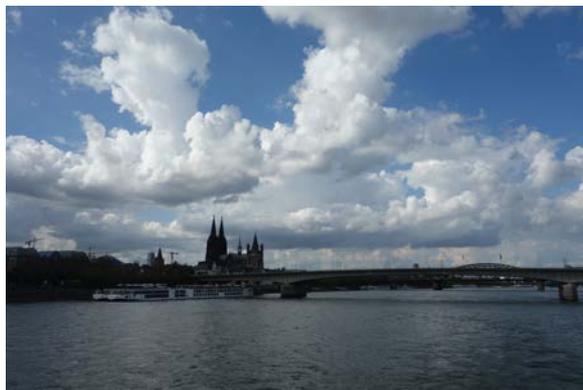
独日法律家協会は、ドイツの法律家（研究者、裁判官、検察官、弁護士等）と日本の法律家の学術的並びに実務的交流を行うことを目的とする協会であるが、Heuking法律事務所でおこなわれた、この会合に参加し、講演を聴くとともにその後の懇親会（スタムティッシュ）にも参加した。

この懇親会には、在独の日本人法律家（裁判官並びに弁護士）やドイツ人法律家（主として弁護士、検察官、企業の法務部員等）の方々が参加し、実地研修参加者と夜遅くまで懇親する機会を得た。渉外実務にたずさわるドイツの法律家とすることができ、非常に有意義な機会であった



(5) ケルン

今回の研修旅行の最後の訪問地はケルンであった。ケルンでは、ライン川をクルーズし、ケルン大聖堂を訪問した。また、夜はモーツアルトのオペラ『魔笛』を鑑賞し、ドイツ文化の一端を味わうことができた。



(6) 最後に

ケルン訪問の翌日、デュッセルドルフから大阪に無事帰国した。9日間の短い日程であったが、数多くの法律家から大変有意義なお話をうかがい、またヨーロッパの文化にふれたことは、大変貴重な機会であったことは言うまでもないが、また多くのドイツの実務家が、法律家として未知なものに挑戦することの重要性を語っていたことも非常に印象深いものであった。

研修旅行に参加した学生諸君は、はじめみな海外には不慣れであったが、旅の終わりが近づくにつれ、自信を持って行動するようになっていった。

この研修旅行は参加した諸君にとって、まさしく新たなチャレンジであった。そして、新たな文化と法、数多くの法律家と出会ったことは、参加者にとって海外での法実務のあり方を学ぶ機会を得たというにとどまらず、法律家として出発するにあたって、常にチャレンジングな姿勢を持ち続けることの重要性を学んだ様子であったことも、大変大きな収穫であった。